

寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～ <u>(加える)</u></p>	<p>～略～ <u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u> <u>第7条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)</u><u>又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)</u><u>に係る金額をその期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u> <u>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u> <u>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更することができる。</u> <u>4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受</u></p>

けた者に通知しなければならない。

- 5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該延長を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき、徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(加える)

- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 徴収の猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

(加える)

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第7条の4 町長は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の手續等)

第7条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 町長は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるときは、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする金額を当該換価の猶予をする期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(加える)

(加える)

～略～

(町民税の申告)

第15条 (略)

2 (略)

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、新たに法第2

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難になる事情の詳細

(2) 第7条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条の3第2項から第4項までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第7条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第7条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第7条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

～略～

(町民税の申告)

第15条 (略)

2 (略)

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、新たに法第2

94条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在 _____

_____、
当該該当することとなつた日その他町長が必要があると認める事項を申告させることができる。

～略～

(町民税の減免)

第19条 (略)

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 _____

(2)～(4) (略)

3 (略)

～略～

(固定資産税の非課税等の申告義務)

第20条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途

94条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、

当該該当することとなつた日その他町長が必要があると認める事項を申告させることができる。

～略～

(町民税の減免)

第19条 (略)

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限 _____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

3 (略)

～略～

(固定資産税の非課税等の申告義務)

第20条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途

その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、同項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用人の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により提出した申告書に係る固定資産で法第348条第2項本文の規定の適用を受けているものについて、それぞれ同項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

～略～

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第22条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第23条 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同条第1項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げ

その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、同項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用人の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により提出した申告書に係る固定資産で法第348条第2項本文の規定の適用を受けているものについて、それぞれ同項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

～略～

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第22条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第23条 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同条第1項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げ

る事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第27条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

～略～

(固定資産税の減免)

る事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) (略)

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第27条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

～略～

(固定資産税の減免)

第25条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名
所

(2)～(6) (略)

3 (略)

～略～

(住宅用地の申告義務)

第27条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該住宅用地については、次に掲げる事項を当該年度の初日の属する年の1月31日までに町長に申告しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、当該申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名
又は名称

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の

第25条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称
及び個人番号又は法人番号(個人番号
又は法人番号を有しない者にあつて
は、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

3 (略)

～略～

(住宅用地の申告義務)

第27条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該住宅用地については、次に掲げる事項を当該年度の初日の属する年の1月31日までに町長に申告しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、当該申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又
は名称及び個人番号又は法人番号(個
人番号又は法人番号を有しない者に
あつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の

翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

_____並びに当該納税義務者が地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)

第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

～略～

(軽自動車税の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所及び氏名又は名称

(3)～(7) (略)

3～5 (略)

～略～

翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令

第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

～略～

(軽自動車税の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(7) (略)

3～5 (略)

～略～

(特別土地保有税の減免)

第36条 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) (略)

3 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

～略～

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準

(特別土地保有税の減免)

第36条 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

～略～

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第6号及び同条第38項
に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)～(4) (略)

(5) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 4分の3

(加える)

～略～

(加える)

適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号、第6号、同条第40項及び第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)～(4) (略)

(5) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3

(6) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合 3分の2

～略～

(平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

<u>第29条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>第29条第2号ア(ウ)</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

(2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

<u>第29条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
<u>第29条第2号ア(ウ)</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

(3) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

<u>第29条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第29条第2号ア(ウ)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(改正附則)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条の2及び附則第11項の改正規定 公布の日

(2) 第15条第3項、第19条第2項第1号、第22条第1項第1号、第23条第1項第1号

及び第2項第1号、第25条第2項第1号、第27条第1項第1号、第27条の2第1項第1号(「住所及び氏名又は名称」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める部分に限る。)、第33条第2項第2号及び第3項第2号、第36条第2項第1号並びに附則第9項第1号及び第10項第1号の改正規定 平成28年1月1日

(3) 第7条の次に5条を加える改正規定、第19条第2項各号列記以外の部分、第25条第2項各号列記以外の部分、第27条の2第1項第1号(「住所及び氏名又は名称」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める部分を除く。)、第33条第2項各号列記以外の部分及び第36条第2項各号列記以外の部分の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定 平成28年4月1日

(徴収猶予に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第7条の2、第7条の3及び第7条の6の規定(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について

は、なお従前の例による。

(職権による換価の猶予に関する経過措置)

- 3 新条例第7条の4及び第7条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

(申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 4 新条例第7条の5及び第7条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 新条例附則第11項第6号の規定は、平成27年4月1日以後に新築された平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。